



違法な不用品回収業者を 利用しないでください!

以下のような業者のほとんどは、市町村から「一般廃棄物処理業」の許可を得ずに、
廃家電など廃棄物の回収を無許可で行っています。



トラック型回収

家庭から廃家電などの廃棄物を回収するには「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。
産業廃棄物処理業の許可、古物営業法の許可では、回収できません。

空き地型 回収



不用品・粗大ゴミ
なんでも回収
致します！



不用品回収の○○！

お電話
0123-456-7890

チラシ配布型 回収

適正な
処理が確認
できません。



**Q 違法な不用品回収業者が
集めたものはどうなるの？**
不適正処理、不法投棄につながっています。

中古品として転売されるものもありますが、多くが国内外での不適正な処理や管理、不法投棄につながっており、フロンガスや有害物質等の放出により、環境破壊や健康被害が懸念されています。



廃家電の不適正処理の現場（国内）



違法に集められた廃家電の火災が全国で頻発

**廃家電は、お住まいの市町村が案内する
ルールで正しく処分してください。**

- テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機については、「家電リサイクル法」の対象です。詳しくは、お住まいの市町村又は家電販売店にお問い合わせください。
- 上記以外の家電製品については、「小型家電リサイクル法」が本年4月1日からスタートします。お住まいの市町村の分別ルールに従って出しましょう。

環境省 不用品回収

検索